



日本共産党品川区議会議員

週刊 みやざき克俊・かつとし

事務所 品川区豊町6-2-1 TEL3786-6674

2009年11月22日 No.684

日本共産党品川区議団ホームページ <http://www.jcp-shinagawa.com/>



後期高齢
保険料

来年4月値上げへ

都広域連合が保険料2案を提示

平成22・23年度保険料率案(国の概算要求に沿った状況案) 都広域連合資料より作成

		[現在] H21・22年度		A 案		B 案	
条 件		医療費、健診は保険料で。葬祭事業、審査手数料など4項目は一般財源で賄う。		現在と同じ、4項目に一般財源を投入する。		現在の医療費、健診などに加えて葬祭事業も保険料とする。審査手数料など3項目は一般財源で賄う。	
保険料率		均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割
		37,800円	6.56%	40,900円	8.17%	41,800円	8.44%
H21年度比較		—	—	+3,100円	+1.61%	+4,000円	+1.88%
保 険 料 額	単身	80万円	3,700円	4,000円 (300円増)	4,100円 (400円増)		
	2人世帯	173万円	33,500円	36,800円 (3,300円増)	37,600円 (4,100円増)		
	単身	211万円	56,800円	64,500円 (7,700円増)	66,200円 (9,400円増)		
	2人世帯	168万円	22,600円	24,400円 (1,800円増)	25,000円 (2,400円増)		
	単身	192.5万円	50,700円	56,900円 (6,200円増)	58,400円 (7,700円増)		
	2人世帯	211万円	79,400円	89,100円 (9,700円増)	91,300円 (11,900円増)		
A案でガマンしろ…ですか?		備 考	※所得割は軽減策を実施。所得15万円まで全額、15~20万円まで75%、58万円まで50%を軽減する。	※葬祭事業は、区市町村の独自事業として実施する。(1件5万円) ※H21・22年度と同様に所得割の独自軽減を実施する。	※葬祭事業(1件5万円)を保険料に算入し、他の3項目は一般財源を投入する。 ※H21・22年度と同様の所得割独自軽減を実施する。		



来年4月からの後期高齢者医療制度保険料について、東京都後期高齢者医療広域連合が2つの値上げ案を提示しているとの説明が今月5日の区議会厚生委員会にありました。後期高齢者医療は2年ごとに保険料が値上げされる仕組み、来年度は保険料改定が予定されています。年明け1月に保険料が決められる予定です。

後期高齢者医療制度の保険料は、制度全体の経費をどこがどう負担するかで決まります。後期高齢医療制度の費用は医療給付費の他に健診事業、葬祭事業と審査手数料や財政安定化のための基金など制度運営にかかる経費からなり、これを賄う財源は5割が都道府県等が負担する公費、4割が若年層からの支援金、1割が後期高齢者自身の保険料となっています。

都の制度は、保険料算定にあ

たつて保険料負担を抑えるため葬祭事業、審査手数料など4項目は保険料でなく区市町村の一般財源で負担。保険料を被保険者一人ひとりが均等に負担する「均等割」を37800円、能力に応じて負担する「所得割」を6・56%に設定しました。これにより保険料額は単身で年収211万円の場合56800円、同じ年収で2人世帯は79400円などとなっています(おもての表参照)。

今回、都広域連合が提示した来年度の保険料案は、医療給付費が今期の1兆7912億円から2兆295億円に増加すると

いう予想のもとで、①現在と同じ葬祭事業、審査手数料など4項目を区市町村の一般財源で賄うというA案。②葬祭事業(63億円)を一般財源でなく保険料で負担するB案の2案です。

両案とも今期と同様の所得割を軽減するとの説明ですが、单

り保険料額は単身で年収211万円は、現在の79400円からA案は89100円、B案は91300円にそれぞれ値上げ

56%に設定しました。これによ

り身者の場合、年収80万円で、現在の3700円をA案では400円、B案は4100円に値上げ。同じ単身者で年収211万円は、現在の79400円からA案は89100円、B案は

91300円にそれぞれ値上げ

するものです(同表参照)。

高齢者につきつき負担増、あ

るお年寄りは「これは『A案で

ガマンしろ』と言っているよ

なもの。値上げ



は納得できない」

と怒っています。

後期高齢医療制度

負担増と差別の悪法は、先送りせず直ちに廃止を

国民・高齢者に怒りが沸騰している後期高齢者医療制度。民主党は総選挙で廃止を公約してきたのに、廃止を先送りしようとしています。これでは保険料値上げなど高齢者に負担が押しつけられてしまいます。

以前の老人保健制度は「国民

の老後における健康の保持(：中略…)もって国民保健の向上及び老人福祉の増進を図ること

が目的でした。しかし、後期高

齢者医療は「医療費の適正化を

推進するための計画の作成」を

制度を続ければ続けるほど被害

が大きく広がります。

鳩山内閣は新しい医療制度を

つくるまで後期高齢者医療制度の廃止を先送りしようとしています。

しかし、民主党の「医療

制度の一元化」構想には国民的

合意はありません。後期高齢者

医療は直ちに廃止して、いった

最悪の制度です。来年4月から

上がりの差別医療を押しつける

最悪の制度です。来年4月から

お困りのときは お気軽にご相談ください

無料法律相談は11月20日(金)
12月11日(金)



弁護士が対応

日本共産党みやざき克俊事務所
品川区豊町6-2-1 TEL3786-6674